（別紙）

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び弘前市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合（令和５年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第１２条第５項の規定により読み替えた場合を含む。）には、令和５年度弘前市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額、半額又は４分の１相当の額を返還します。

（１）全額

①　虚偽の内容を申請したことが判明した場合

②　申請日から３年未満に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県内の他市町

村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

③　第３条第５号イに掲げる養成機関を卒業できなかった場合

④　第３条第５号イに掲げる養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格の取得

に至らなかった場合

⑤　その他青森県知事及び市長が全額の返還が適当であると認めた場合

　（２）半額

①　申請日から３年以上５年以内に弘前市から県外に転出した場合（弘前市から青森県内

の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）

②　第３条第５号イに掲げる養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため支援金の交付に係る就業先に就業しなかった場合

③　第３条第５号イに掲げる養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため支援金の交付に係る就業先に就業するも、就業した日から１年未満に退職し、又は解雇された場合

④　その他青森県知事及び市長が半額の返還が適当であると認めた場合

（３）４分の１相当の額の返還

①　第３条第５号イに掲げる養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく

業務に従事するため支援金の交付に係る就業先に就業するも、就業した日から１年以上３年以内に退職し、又は解雇された場合

②　その他青森県知事及び市長が４分の１相当の額の返還が適当であると認めた場合

３　２に該当しないことを証明するため、以下の書類を、受給した年度の次の年度から毎年度、弘前市に提出します。

（１）在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式第２号））

　　※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。

（２）現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

４　２に該当した場合は、速やかに弘前市に報告します。

--------------------------------------------------------------------------------------

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び弘前市は、医療・福祉職子育て世帯移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び弘前市は、当該個人情報について、本事業の円滑な実施のため、申請年度以降も、他の都道府県、他の市区町村等に提供し、又は確認する場合があります。